

## 令和4年度第6回定例農業委員会 議事録

### 1. 開催日時

令和4年9月13日(火) 開会 10:15～

### 2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

### 3. 出欠の状況

#### (1) 出席委員 10名

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 田原 一男 | 俵口 和義 | 廣渡 秀雄 |
| 辻 政幸  | 山田 和夫 | 石川 久男 |
| 大村 武彦 | 田中 誠二 | 木原 緑  |
| 門司 雅門 |       |       |

#### (2) 欠席委員 1名

花田 和幸

### 4. 委員会に附した議案

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 議案第 15号 | 農地法第3条の規定による許可申請について      |
| 議案第 16号 | 農地法第5条の規定による許可後の変更申請について  |
| 議案第 17号 | 農地の一時利用について               |
| 議案第 18号 | 農用地利用集積計画(農地中間管理権の取得)について |
| 議案第 19号 | 農用地利用配分計画案について            |

### 5. 事務局出席者

秦 啓 深田 秀信 中井 優介

議長 　ただ今より第6回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 　おはようございます。

議長 　それでは事務局をお願いします。

事務局 　今から現地確認に向かいます。対象地は高倉と黒山の2件で、高倉が5条の変更申請、黒山が一時利用です。以上です。

議長 　はい、それでは早速現地確認に行きたいと思しますので、暫時休憩いたします。

#### 【現地確認】

議長 　それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、9番の石川委員、1番の門司委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入りたいと思ひます。議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 　それでは議案の1ページ目をご覧ください。議案第15号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求めます。令和4年9月13日提出、岡垣町農業委員会会長田原一男。

今回、申請が1件出されております。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は1筆です。場所が上畑566、地目が畑、面積が625㎡、区分が農振白地、権利内容は所有権の移転です。位置図を2ページに載せておまして、場所としては上畑の集落の中、集会所から更に進んだ先となり、今回の譲受人宅の横の農地です。

それでは別紙でお配りしております調査書の1ページをご覧ください。第1号農地の全部効率的利用については、所有地で水稲と野菜を栽培しており、農作業への従事者の状況からすべての農地を効率的に利用できるものと見込まれるため不許可には該当しないとしております。第4号農作業常時従事については、耕作に必要な日数である150日以上を超えておりますので問題なしとしております。第5号下限面積については下限面積の50a以上耕作しておりますので問題なしとしております。第6号転貸の禁止については、登記簿を確認したうえで譲渡人の所有地である事が確認できておりますので問題なしとしております。第7号地域との調和については、譲受人の自宅横の農地であり、農作業の効率化や総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため問題なしとしております。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第 15 号について、何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 16 号、農地法第 5 条の規定による許可後の変更申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の 4 ページ目をご覧ください。議案第 16 号、農地法第 5 条の規定による許可後の変更申請について。下記のとおり、農地法第 5 条の許可後の変更届が提出されたので承認を求め。令和 4 年 9 月 13 日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。  
今回、今年の 5 月の総会で承認された案件について、変更申請が 1 件出されております。申請人は記載のとおりで、申請地は 1 筆です。場所は高倉 716-8、地目が田、面積は 528 m<sup>2</sup>、用途区分は農振白地です。変更内容は住宅の形状と配置の変更、造成高変更による擁壁の設置の 2 点です。位置図を 5 ページに載せています。先ほど現地確認に行きましたとおり、ナフコのそばの農地です。変更内容についてですが、まず造成高が 20 cm ほど当初計画よりも高くなっております。昨今多発している水害を懸念したもので、造成高変更にあわせ周囲にコンクリートブロックによる擁壁も設置されます。擁壁の断面図については 8 ページに掲載しています。続いて家屋の変更についてです。当初と同じ平屋建てですが、10 m<sup>2</sup>ほど広くなり、建設位置が若干奥側へ変更となっております。変更前の配置図を 9 ページに、変更後の配置図を 10 ページに掲載しています。上水道、下水道、雨水排水については当初から変更はありません。11 ページから 14 ページに、変更前と変更後の立面図と平面図を掲載しています。  
それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表の 2 ページをご覧ください。まず 1. 変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実にについては、提出された申請書や事業計画書を確認したうえで問題なしとしています。2. 変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前に比べ同程度又はそれ以下かについては、造成高の変更にあわせ被害防除として擁壁が設置される計画であるため、問題なしとしています。最後に 3. 変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当と認められるかについては、提出された書類を確認したうえで問題なしとしています。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第 16 号について、当該委員の方、何かご意見等ありましたら。

山田委員 特にありません。

議長 はい、それでは議案第 16 号について、何かご意見ご質問等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 17 号、農地の一時利用について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の 15 ページ目をご覧ください。議案第 17 号、農地法施行規則第 25 条に規定

される県による農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和4年9月13日提出、岡垣町農業委員会会長、田原一男。

北九州県土整備事務所より、1件の申請が出されています。申請地は全部で6筆で、1筆目が黒山379、2筆目が黒山381、3筆目が黒山383、4筆目が黒山389、5筆目が黒山384、6筆目が糠塚508-1、利用目的は牛田橋架け替え工事に伴う迂回路設置と資材置き場で、利用期間は10月1日から令和9年3月31日です。位置図を17ページに載せています。場所は岡垣イオンの北側で、牛田橋周辺の農地です。18ページに計画図を載せています。橋の架け替え工事期間中、道路が使用できなくなるため、迂回路が設置されます。あわせて糠塚側の1筆が資材置き場として利用されます。先ほどの現地の説明で、架け替え工事は老朽化に伴うものとお伝えしましたが、正しくは河川拡幅に伴うものです。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第17号について、何かご意見ご質問等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第18号、農用地利用集積計画（農地中間管理権の取得）について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の20ページ目をご覧ください。議案第18号、農用地利用集積計画（農地中間管理権の取得）について。公益財団法人福岡県農業振興推進機構による農地中間管理権の取得に関する農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、審議及び決定を求める。令和4年9月13日提出、岡垣町農業委員会会長、田原一男。

こちらは11月開始分の利用権設定に関するもので、土地の所有者から中間管理機構への貸付に関するものです。対象地は全部で23筆、35,395.5㎡で、一覧を21ページに掲載しています。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第18号について、何かご意見ご質問等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第19号、農用地利用配分計画案について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の22ページ目をご覧ください。議案第19号、農用地利用配分計画案について。公益財団法人福岡県農業振興推進機構の求めにより町が作成した農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求める。令和4年9月13日提出、岡垣町農業委員会会長、田原一男。

こちらは先ほど審議していただいた農地について、今度は中間管理機構から農地の借り手への配分計画案となっています。一覧を23ページに載せています。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第 19 号について、何かご意見ご質問等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それではその他の項に入ります。

#### 【その他の事項】

その他

1. 岡垣町議会定例会（9 月開催）について
2. 三里松原保全活動について（2 回目）
3. 枝豆狩り体験事業について
4. 新規事業について（遊休農地解消緊急対策事業）
5. 今後の日程について
  - 県農業会議支部長・支部事務局長会議
    - ・日時：9 月 16 日（金）午前 11 時から
    - ・場所：県中小企業振興センター
    - ・参集：会長、事務局長
6. 次回の日程について
  - ・日時：10 月 11 日（火）午前 9 時 30 分から
  - ・場所：岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第 6 回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人

---

---